第17号議案

芦屋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条 例の制定について

芦屋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を 別紙のように定める。

平成30年2月20日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条 例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 基本方針(第3条)
- 第3章 人員に関する基準(第4条・第5条)
- 第4章 運営に関する基準 (第6条-第31条)
- 第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第32条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項並びに第79条第2項第 1号の規定に基づき、基準該当居宅介護支援(法第47条第1項第1号に規定する 基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。)及び指定居宅介護支援(法第46条第 1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)の事業の人員及び運営に関 する基準並びに指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介 護支援事業者をいう。以下同じ。)の指定の基準を定めるものとする。

(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準)

- 第2条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、次の各号のいずれにも該当してはならない。
- (1) 役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)が暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であると認められること。
- (2) 芦屋市暴力団排除条例(平成24年芦屋市条例第30号)第2条第3号に規定 する暴力団密接関係者であると認められること。

第2章 基本方針

(基本方針)

- 第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用 者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営 むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46 第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号) 第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業 者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業 者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に 規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第4条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。
- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

- 第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を 置かなければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) 第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならな

い。

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、 居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める ことができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者

- の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに 記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又 はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提 供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介 護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録 する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に 規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定居宅介護支援事業者は,正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域(当該指定

居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第10条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、 利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定 を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかど うかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速 やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が 受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援 助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門 員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求めら れたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それ

に要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援 提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

- 第14条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
 - (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者 又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明 を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活 全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に

関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者

の同意を得なければならない。

- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況 の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じ て居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便 宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を 受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利 用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意 を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - ア 少なくとも1月に1回,利用者の居宅を訪問し,利用者に面接すること。 イ 少なくとも1月に1回,モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
 - ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新 認定を受けた場合
 - イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態 区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は,第13号に規定する居宅サービス計画の変 更について準用する。

- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は,介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には,居宅における生活へ円滑に移行できるよう,あらかじめ,居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問 介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付 ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問 介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なけ ればならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において,介護支援専門員は,居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を

記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して 福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与 を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければな らない。

- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合 にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要 な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市(法第41条第10項の規定により 同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国 民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保 険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康 保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅 サービス等のうち法定代理受領サービス(法第41条第6項の規定により居宅介護

- サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居 宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載 した文書を、市(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあって は、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

- 第18条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

- 第19条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護 支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、 業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる 事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として 次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 職員の職種,員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法,内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

- 第21条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護 支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければなら ない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有する とともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならな い。

(従業者の健康管理)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、 運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選 択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

- 第25条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は,正当な理由がなく,その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報

を用いる場合は利用者の同意を,利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を,あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

- 第27条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更 に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき 旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に 関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させるこ との対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受 してはならない。

(苦情処理)

- 第28条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第6項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等 を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第

- 1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域 密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用 者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 (事故発生時の対応)
- 第29条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償 すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分)
- 第30条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定 居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。 (記録の整備)
- 第31条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 を整備しておかなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第15条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関す る記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 居宅サービス計画
 - イ 第15条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

- エ 第15条第15号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について の記録

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第32条 第2章から前章まで(第28条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第20号の規 定は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は,第5条第2項の規定にかかわらず,介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。

(芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

3 芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年芦屋市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第16条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号」を「芦屋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年芦屋市条例第号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)

第15条第9号」に改める。

第95条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第15条各号」に、「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に改める。

参 照 1

芦屋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 要綱

1 制定の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に 関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定の 基準並びに指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、こ の条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 趣旨(第1条関係)

介護保険法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項並びに第79条第2項第1号の規定に基づき,基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の指定の基準を定めるものとする。

- (2) 指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準(第2条関係)
 - ア 指定居宅介護支援事業者は、法人とする。
 - イ 指定居宅介護支援事業者の役員が暴力団員でないこととする。
 - ウ 指定居宅介護支援事業者が暴力団密接関係者でないこととする。
- (3) 基本方針(第3条関係)
 - ア 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
 - イ 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
 - ウ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者 の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指

定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

エ 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

(4) 人員に関する基準

基準	暗	職種 配置基準	
ア(従業者の	介護支援専門員	(ケアマネジャー) 利用者35人に対し常勤で11	以上
員数		(例)	
(第4条	<u> </u>	35人以下…常勤で1以上	
		36人以上70人以下…常勤	で2以上
		71人以上105人以下…常	勤で3以上
イ 管理者	管理者	(ア) 常勤専従	
(第5条	<u>:</u>)	(4) 主任介護支援専門員	
		【兼務ができる場合】	
		・介護支援専門員の職務に従	事する場合
		・同一敷地内の他の事業所の	職務に従事
		する場合(管理する事業所	の管理に支
		障がない場合に限る。)	

(5) 運営に関する基準

	·
基準	内容
ア 内容及び	(ア) あらかじめ利用申込者又は家族に対し、ソの運営規程の概要等のサービ
手続の説明	ス選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得な
及び同意	ければならない。
(第6条)	(イ) あらかじめ利用申込者又は家族に対し、居宅サービス計画(以下「計画」
	という。)が(3)の基本方針及び利用者の希望に基づき作成され、複数の事
	業者の紹介を求めることが可能であることについて説明を行い、理解を得
	なければならない。
	(ウ) あらかじめ利用申込者又は家族に対し、利用者が入院する際に担当の介
	護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先に伝えるよう求めなければならな
	V'₀
	(エ) 利用申込者又は家族から申出があった場合は、その承諾を得て、重要事
	項を文書の交付に代えて、電磁的方法により提供することができる。
イ 提供拒否	正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。
の禁止	
(第7条)	
ウ サービス	事業の実施地域等を勘案し、自ら適切なサービスの提供が困難な場合は、他の
提供困難時	事業者の紹介等の必要な措置を講じなければならない。
の対応	
(第8条)	
工 受給資格	サービスの提供を求められたときは、被保険者証により、被保険者資格、要介

等の確認 (第9条)	護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。
才 要介護認	要介護認定を受けていない利用申込者の要介護認定申請(更新申請を含む。)
定の申請に	が行われるよう必要な援助を行わなければならない
係る援助	
(第10条)	
カ 身分を証	介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は家
する書類の	族から求められたときは提示させるよう指導しなければならない。
携行	
(第11条)	
キ利用料等	(ア) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に支払を受け
の受領	る利用料の額と基準額との間に,不合理な差額が生じないようにしなけれ
(第12条)	ばならない。
	(イ) 通常の事業の実施地域以外に居住する利用者を訪問して行うサービスに
	要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
	(ウ) (イ)のサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、内
	容及び費用について説明を行い,同意を得なければならない。
ク保険給付	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払を受けた場合は、提供したサ
の請求のた	ービスの費用等を記載した提供証明書を利用者に交付しなければならない。
めの証明書	
の交付	
(第13条)	
ケ指定居宅	(ア) 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するとともに、医療サービスとの
介護支援の	連携に十分配慮して行われなければならない。
基本取扱方	(イ) 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければ
針 (数 4 名)	ならない。
(第14条)	
コー指定居宅	(ア) 管理者は、介護支援専門員に計画の作成に関する業務を担当させる。
介護支援の 具体的取扱	(イ) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又
	は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明
方針 (第15条)	を行う。
(第13末)	(ウ) 介護支援専門員は、計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生
	活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継
	続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにしなければなら
	ない。
	(エ) 介護支援専門員は、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護サ
	ービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域住民の自発的な活動による。バスはの利用も合めな利用の作品に扱いなければなられば、
	動によるサービス等の利用も含めた計画の作成に努めなければならない。
	(オ) 介護支援専門員は、利用者が当該地域で選択できるサービスの内容、利 田料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供するものとする
	用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供するものとする。
	(カ) 介護支援専門員は、利用者の有する能力、サービス利用等の環境等を評価 田田老が白立した日常生活を営むして留知さべき問題を押提しなけ
	価し、利用者が自立した日常生活を営む上で解決すべき課題を把握しなければならない。
	(キ) 介護支援専門員は, (カ)の解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」
	という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し
1	Cv·ノ。ノ にヨにつては,利用有り店七を訓回し,利用有及り多族に囲佞し

て行わなければならない。

- (ク) 介護支援専門員は、アセスメントにより把握した課題等に対応するため、 最も適切なサービスの組合せを検討し、総合的な援助の方針等を記載した 計画の原案を作成しなければならない。
- (ケ) 介護支援専門員は、計画の原案に位置付けたサービス等の担当者を招集 して行うサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報 を担当者と共有するとともに、当該計画の原案の内容について、担当者か ら、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (コ) 介護支援専門員は、計画の原案に位置付けたサービス等が、保険給付の 対象かどうかを区分した上で、当該計画の原案の内容について利用者又は 家族に説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (サ) 介護支援専門員は、作成した計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (シ) 介護支援専門員は、計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、 指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求める ものとする。
- (ス) 介護支援専門員は、計画の作成後、実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更、計画に位置付けた居宅サービス事業者等との連絡調整等を行うものとする。
- (t) 介護支援専門員は、居宅サービス事業者から利用者の服薬状況や心身又は 生活の状況に係る情報の提供を受けたときは、当該情報を必要に応じて利用 者の同意を得て主治の医師等に提供するものとする。
- (ツ) 介護支援専門員は、(ス)の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。) に当たっては、利用者及び家族、居宅サービス事業者等と連携し、特段の 事情のない限り、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問して利用者 に面接を行い、その結果を記録しなければならない。
- (タ) 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定を受けた場合又は利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合は、(ケ)のサービス担当者会議を開催して計画の変更の必要性について専門的な見地からの意見を求める。
- (チ) (ウ)から(シ)までの規定は、(ス)の変更について準用する。
- (ツ) 介護支援専門員は,適切なサービスが提供されてもなお,利用者の居宅での生活の継続が困難と認める場合又は利用者が介護保健施設への入院又は入所を希望する場合には,施設の紹介等の便宜の提供を行うものとする。
- (デ) 介護支援専門員は、施設等から退院又は退所しようとする要介護者から の依頼に応じて、居宅での生活へ円滑に移行できるよう計画の作成等の援 助を行うものとする。
- (ト) 介護支援専門員は、計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を 位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、当該計画に必要な理由 を記載して市に届け出なければならない。
- (ナ) 介護支援専門員は、利用者が医療系の介護サービスの利用を希望している場合等の必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (ニ) 介護支援専門員は、(ナ)の場合には当該計画を当該主治の医師等に交付しなければならない。
- (3) 介護支援専門員は、医療系の介護サービスを計画に位置付ける場合は、

主治の医師等の指示がある場合に限り当該サービスを行うものとし、医療 系でない介護サービス等を計画に位置付ける場合は、当該サービス等に係 る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該 留意点を尊重して行うものとする。 (ネ) 介護支援専門員は、計画に短期入所を位置付ける場合には、利用者の居 宅での自立した日常生活の維持に留意し、利用者の心身の状況等から特に 必要な場合を除き、その利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数 を超えないようにしなければならない。 (ノ) 介護支援専門員は、計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、その利 用の妥当性を検討し、必要な理由を当該計画に記載するとともに、必要に 応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける 必要がある場合にはその理由を計画に記載しなければならない。 (ハ) 介護支援専門員は、計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合には、そ の妥当性を検討し、必要な理由を当該計画に記載しなければならない。 (t) 介護支援専門員は、利用者の被保険者証に要介護認定を受けた際の審査 会からの意見等が記載されている場合には、その趣旨について利用者から 理解を得た上で、その内容に沿って計画を作成しなければならない。 (7) 介護支援専門員は、利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予 防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るも のとする。 (^) 指定介護予防支援事業者から、要支援者に対する計画作成等の指定介護 予防支援の業務の委託を受ける際は、既に要介護者へ提供している指定居 宅介護支援の業務を適正に実施できるよう配慮しなければならない。 (ホ) 地域支援事業の効果的な実施のために、関係者等により構成される会議 から求められた場合は、必要な協力をするよう努めなければならない。 サ 法定代理 毎月、計画に位置付けた法定代理受領サービスについて市(審査及び支払に関 受領サービ する事務を委託している場合は国民健康保険団体連合会(以下「国保連」とい う。)) へ必要な情報を記載した文書を提出しなければならない。 スに係る報 告 (第16条) シ 利用者に 利用者が他の事業者の利用を希望する場合,要介護認定を受けている利用者が 対する居宅 要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用 サービス計 者に対し、直近の計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならな 画等の書類 い。 の交付 (第17条) ス 利用者に 利用者が正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わず, 要介護状態の 関する市へ 程度を増進させたときや不正受給があるとき等は、遅滞なく、意見を付してそ の通知 の旨を市に通知しなければならない。 (第18条) (ア) 管理者は、介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の セ 管理者の 責務 利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行 (第19条) わなければならない。 (4) 管理者は、介護支援専門員その他の従業者に運営基準を遵守させるため 必要な指揮命令を行うものとする。

ソ 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下
(第20条)	「運営規程」という。)を定める。
	(ア) 事業の目的及び運営の方針
	(イ) 職員の職種,員数及び職務内容
	(ウ) 営業日及び営業時間
	(エ) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
	(オ) 通常の事業の実施地域
	(カ) その他運営に関する重要事項
タ 勤務体制	(7) 事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務体制を定めておかな
の確保	ければならない。
(第21条)	
(第21年)	
	ばならない。
	(ウ) 介護支援専門員の資質向上のために研修の機会を確保しなければならな
	V ₀
チ 設備及び	指定居宅介護支援の提供のために、必要な広さの区画を有し、必要な設備及び
備品等	備品等を備えなければならない。
(第22条)	
ツ 従業者の	介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について,必要な管理を行わなけれ
健康管理	ばならない。
(第23条)	
テ掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要等の、利用申込者のサービスの選択
(第24条)	に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
ト 秘密保持	(ア) 介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用
(第25条)	者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
	(4) 介護支援専門員その他の従業者であった者が,正当な理由なく秘密を漏
	らさないよう必要な措置を講じなければならない。
	 (ウ) サービス担当者会議等で利用者等の個人情報を用いる場合は、当該利用
	者等の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。
ナー広告	事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであっては
(第26条)	ならない。
ニ 居宅サー	(7) 事業者及び管理者は、計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対
ビス事業者	して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指
等からの利	示等を行ってはならない。
事が500利 益収受の禁	
	(イ) 介護支援専門員は、計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の
上等 (第 0 7 8)	居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っては
(第27条)	ならない。
	(ウ) 事業者及び従業者は、計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定
	の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、
	当該事業者等から金品等を収受してはならない。
ヌー苦情処理	(ア) 利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
(第28条)	(4) (7)の苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録しなければならない。
	(ウ) 市が行う文書の提出等の求め等に応じ、利用者からの苦情に関して市が
	行う調査に協力するとともに,指導又は助言に従って必要な改善を行い,
	市の求めに応じてその内容を報告しなければならない。
	(エ) 計画に位置付けた居宅サービス又は地域密着型サービスに対する苦情を

	国保連に申し立てる際は、利用者に対し必要な援助を行わなければならな
	い。 (オ) 利用者からの苦情に関して国保連が行う調査に協力するとともに、指導 又は助言に従って必要な改善を行い、国保連の求めに応じてその内容を報 告しなければならない。
ネ 事故発生 時の対応	(ア) 事故が発生した場合には速やかに市,利用者の家族等に連絡を行うとと もに、必要な措置を講じなければならない。
(第29条)	(イ) (ア)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければ ならない。
	(ウ) 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければ ならない。
ノ 会計の区	事業所ごとに経理を区分するとともに,指定居宅介護支援の事業の会計とその
分	他の事業の会計とを区分しなければならない。
(第30条)	
ハ 記録の整	(ア) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければな
備	らない。
(第31条)	(イ) サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、完結の日から5年間
	保存しなければならない。
	a コ(ス)の居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
	b 利用者ごとに計画, コ(キ)のアセスメントの結果の記録, コ(ケ)のサー
	ビス担当者会議等の記録及びコ(ソ)のモニタリングの結果の記録を記載
	した居宅介護支援台帳
	c スの規定による市への通知に係る記録
	d ヌ(イ)の苦情の内容等の記録
	e ネ(イ)の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 基準該当居宅介護支援に関する基準(第32条関係)

基準該当居宅介護支援の事業に関する基準等については, (3) から(5) まで((5) ヌ(オ) を除く。) に同じ。

3 施行期日等

- (1) 平成30年4月1日から施行し、2(5)コ(ト)の規定は、平成30年10月1日 から施行する。
- (2) 平成33年3月31日までの間は,2(4)イ(イ)の規定にかかわらず,介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を2(4)イ(ア)の管理者とすることができる。
- (3) 芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準等を 定める条例の一部改正

条例の制定に伴う規定の整理

介護保険法抜粋(平成30年4月1日施行)

(居宅介護サービス計画費の支給)

第46条 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が 指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅 介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」 という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支 援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

(第2項から第8項まで省略)

(特例居宅介護サービス計画費の支給)

- 第47条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。
 - (1) 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス(指定居宅介護支援の事業に係る第81条第1項の市町村の条例で定める員数及び同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

(第2号及び第3号省略)

(第2項から第5項まで省略)

(指定居宅介護支援事業者の指定)

- 第79条 第46条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護 支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所(以下この節にお いて単に「事業所」という。)ごとに行う。
- 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当する ときは、第46条第1項の指定をしてはならない。
 - (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(第2号から第9号まで省略)

- 3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に 従い定めるものとする。
- 第81条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。
- 3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- (1) 指定居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び該当従業者の員数
- (2) 指定居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(第4項から第6項まで省略)

1 居宅介護支援事業者の指定権限の市町村への移譲について

現在、居宅介護支援事業者の指定は、都道府県・指定都市・中核市が行っているが、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるようにするため、地域包括ケアシステムの構築とともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが必要となってくることを踏まえ、地域でケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の育成や支援などに市町村が積極的に関わっていくよう、保険者機能の強化という観点から、平成30年4月1日より居宅介護支援事業者の指定権限が市町村に移譲されることとなったため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を条例で定めるもの。

2 条例で定める基準について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び介護保険法施行規則 (以下「省令」という。)で定められている内容に基づいて、本市における指定居 宅介護支援事業者の運営状況を検証した結果、省令の「従うべき基準」については、 それぞれの基準と同一内容とし、「参酌すべき基準」についても、下記(2)の市の独 自基準を除き、同一内容とする。

(1) 省令の基準

ア 「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものをいう。

イ 「参酌すべき基準」とは、自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域 の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものをいう。

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準】

省令 (基準の類型)	条例	内容
第1条の2(参酌)	第3条	基本方針
第2条(従う)	第4条	従業者の員数
第3条(従う)	第5条	管理者
第4条(従う・参酌)	第6条	内容及び手続の説明及び同意
第5条(従う)	第7条	提供拒否の禁止
第6条(参酌)	第8条	サービス提供困難時の対応

第7条(参酌)	第9条	受給資格等の確認
第8条(参酌)	第10条	要介護認定の申請に係る援助
第9条(参酌)	第11条	身分を証する書類の携行
第 10 条 (参酌)	第12条	利用料等の受領
第 11 条 (参酌)	第 13 条	保険給付の請求のための証明書の交付
第 12 条 (参酌)	第14条	指定居宅介護支援の基本取扱方針
第13条(従う・参酌)	第 15 条	指定居宅介護支援の具体的取扱方針
第 14 条 (参酌)	第16条	法定代理受領サービスに係る報告
第 15 条 (参酌)	第17条	利用者に対する居宅サービス計画等の 書類の交付
第 16 条 (参酌)	第 18 条	利用者に関する市への通知
第 17 条 (参酌)	第19条	管理者の責務
第 18 条 (参酌)	第 20 条	運営規程
第 19 条(参酌)	第 21 条	勤務体制の確保
第 20 条 (参酌)	第 22 条	設備及び備品等
第 21 条 (参酌)	第 23 条	従業者の健康管理
第 22 条 (参酌)	第 24 条	掲示
第 23 条(従う)	第 25 条	秘密保持
第 24 条 (参酌)	第 26 条	広告
第 25 条 (参酌)	第 27 条	居宅サービス事業者等からの利益収受 の禁止等
第 26 条 (参酌)	第 28 条	苦情処理
第 27 条(従う)	第 29 条	事故発生時の対応
第 28 条 (参酌)	第 30 条	会計の区分
第 29 条 (参酌)	第 31 条	記録の整備(記録の保存期間を除く。)
第 30 条(従う・参酌)	第 32 条	準用

【介護保険法施行規則】

省令(基準の類型)	条例	内容
第 132 条の 3 の 2 (従う)	第2条第1項	(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準) 法人であること。

(2) 市の独自基準

省令	条例	内容		
第 29 条	第31条	(記録の保存期間)		
第2項	第2項	省令においては、「事業者は、利用者に対する指定居宅介		
(参酌)		護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2		
		年間保存しなければならない。」とされているが,介護報酬		
		の返還請求の時効は5年とされており、その請求の根拠と		

		なる記録についても5年間の保存が適当であると考えられるため,条例においては,5年間保存しなければならないこととする。
	第2条第2項	(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」,「芦 屋市暴力団排除条例」等の趣旨を踏まえ,①役員が暴力団 員でないこと。②事業者が暴力団密接関係者でないこと。 を加える。

(下線部分は、改正部分)

改正案

現 行

(心身の状況等の把握)

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期 第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任 者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援 事業者が開催するサービス担当者会議(芦屋市指定居宅介護支援等 の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年芦屋 市条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。) 第15条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章, 第61条の6, 第61条の28及び第61条の29において同じ。) 等を 通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医 療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければな らない。

(居宅サービス計画の作成)

- 第 95 条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は,介護支援専 | 第 95 条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は,介護支援専 門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させ るものとする。
- 2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当た 2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当た っては、指定居宅介護支援等基準条例第15条各号に掲げる具体的取 扱方針に沿って行うものとする。

(心身の状況等の把握)

巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任 者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援 事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業 の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指 定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号に規定するサービ ス担当者会議をいう。以下この章, 第61条の6, 第61条の28及び 第 61 条の 29 において同じ。) 等を通じて、利用者の心身の状況、 その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの 利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅サービス計画の作成)

- 門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させ るものとする。
- っては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方 針に沿って行うものとする。